

地方独立行政法人広島市立病院機構中期計画の変更について

1 概要

健康保険法の改正に伴い、保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、平成28年4月1日から「紹介状なしの大病院受診時の定額負担（注1）」が導入され、特定機能病院及び一般病床500床以上の地域医療支援病院（注2）については、定額の徴収が責務とされた。

なお、公的医療機関については、条例の制定等に要する期間を考慮し、導入までに6か月の経過措置（平成28年9月30日まで）が設けられている。

（注1） 初診5,000円（歯科3,000円）、再診2,500円（歯科1,500円）が最低金額として設定された。

（注2） 特定機能病院（広島大学病院等）

地域医療支援病院（広島市民病院、安佐市民病院、県立広島病院、広島赤十字・原爆病院等）

2 中期計画変更認可申請の内容

(1) 対象

広島市民病院（一般病床715床）、安佐市民病院（一般病床527床）

(2) 非紹介患者加算初診料等の変更

料金設定に当たっては、地域医療の外来の機能分化・連携の推進を図るため、広島都市圏における基幹病院等の状況を考慮して定める。

区分	変更前	変更後（案）
初診	1,610円（1,610円）	5,400円（3,240円）
再診	設定なし	2,700円（1,620円）

※ 括弧は歯科にかかるもの。

※ 定額負担を求めなくともよいとされている緊急その他やむを得ない事情がある場合（救急の患者、公費負担医療の対象患者等）や正当な理由がある場合（自施設の他の診療科を受診している患者等）については、市立病院機構の規程において定める。

[参考（初診の場合）]

- ・ 広島大学病院、（県立広島病院）、呉医療センター、JA広島総合病院 …… 5,400円
- ・ 広島赤十字・原爆病院 …… 5,000円

※ 県立広島病院は予定

(3) 実施時期

平成28年8月1日

（「市民と市政7／1号」に掲載予定）